

入院時食事療養標準負担額 価格改定のお知らせ

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され、令和6年6月1日より下記のとおり施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

70歳未満	70歳以上	1食あたりの標準負担額	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	490円 (指定難病患者等は280円)	
住民税非課税世帯 ※	住民税非課税世帯 区分Ⅱ ※	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	住民税非課税世帯 区分Ⅰ ※	110円	

※住民税非課税世帯、70歳以上における区分Ⅱ、Ⅰにつきましては、限度額適用・標準負担額減額認定証で確認させていただきます。窓口へご提出ください。なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です。

社会医療法人康陽会

中嶋病院